「天竜材の家 百年住居る事業」品質規格基準

区分	材 種	品質基準	寸法基準	乾燥基準	強度基準
構造用製材	JAS 規格甲種 構造用 I 相当 JAS 規格甲種 構造用 II 相当 JAS 規格乙種 構造用相当	区分 基準 丸身 なし 曲り 甲種 0.2%以下 乙種 0.1%以下 その他欠点 軽微	表示された寸法と測定した寸法との差が、下表の右欄に掲げる数値以下であること。	含水率 20%以下 とする。	スギ E70 相当以上 ヒノキ E90 相当以上
造作用製材	造作類壁板類	あて及びその他の欠点が軽微であること。	区分 表示寸法との差 材 仕上げ -0, +1.0mm 辺 未仕上げ -0, +2.0mm 材 長 -0, 無制限	含水率 18%以下 とする。 含水率 15%以下 とする。	
原材料	1 静岡県産材証明制度により管理された原木であること。 2 原木は合法性が証明されたものであること。				
木質建材	1 JAS、JIS 及び AQ 認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。 2 ホルムアルデヒド放散量の平均値が 0.3mg/L 以下、最大値が 0.4mg/L 以下であること。 3 静岡県産材証明制度により管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。				

- ※ 基本的には、「しずおか優良木材」の基準と同様。
- ※ 天然乾燥・人工乾燥ともに同じ基準を用いて運用する。